

【重要事項説明書】

医療法人社団 有相会

ゆうあい訪問看護ステーション

利用者に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき

重要事項は以下の通りです

1、事業所概要

(1) 提供できるサービスの種類およびサービス提供地域、指定番号等

事業所名称	医療法人社団 有相会 ゆうあい訪問看護ステーション
所在地	千葉県千葉市花見川区柏井町 800-1
電話番号	043-258-1201
指定番号	介護保険訪問看護（1260190082 号） 介護保険介護予防訪問看護（1260190082 号） 医療保険訪問看護（0190082 号）
サービスを提供する地域	千葉市花見川区・千葉市稲毛区・八千代市・習志野市
生活保護法指定	受け入れ可

(2) 事業所の職員体制

管理者	1 名(兼務)
看護師（保健師・准看護師を含む）	常勤換算 2. 5 名以上 訪問看護業務
理学療法士又は作業療法士	1 名以上 在宅におけるリハビリテーション

(3) サービス提供時間

平日・土曜日	事務所 8 時 4 5 分～1 7 時 4 5 分
日曜日、祝祭日 12 月 31 日～1 月 3 日	事務所は休業ですが状況により対応可

※営業時間外については電話連絡による24時間連絡体制で対応しています。

2、当法人の概要

名称・住所	医療法人社団 有相会 ゆうあい訪問看護ステーション 千葉県千葉市花見川区柏井町 800-1
法人種別	医療法人
代表者役職・氏名	理事長 岡本 和久
法人 所在地・連絡先	医療法人社団 有相会 千葉市花見川区柏井町 800-1 電話 043-258-1211
法人事業内容	最成病院 最成病院ヘルスケアセンター タムス介護医療院花見川・タムグループホーム花見川 最成病院居宅介護支援室 タムスさくらクリニック花見川（認知症デイケア）

3、 交通費実費

利用者の居宅が、通常の事業実施地域以外にある時は、交通費をいただきます。
5 km以内 2 5 0 円、 1 0 km以内 5 0 0 円、 1 0 km以上 1 , 0 0 0 円

4、 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口	ご利用時間 営業時間内 ゆうあい訪問看護ステーション 【担当】 武田 早苗 電話 0 4 3 - 2 5 8 - 1 2 0 1
外部苦情 申し立て機関 (介護保険)	千葉県国民健康保険団体連合会 花見川区 高齢障害支援課：0 4 3 - 2 7 5 - 6 4 0 1 稲毛区 高齢障害支援課：0 4 3 - 2 8 4 - 6 2 4 2 八千代市 長寿支援課：0 4 7 - 4 8 3 - 1 1 5 1 習志野市 介護保険課：0 4 7 - 4 5 3 - 7 3 4 5
外部苦情 申し立て機関 (医療保険)	千葉県国民健康保険団体連合会 電話 0 4 3 - 2 5 4 - 7 4 2 8 社会保険診療報酬支払基金 千葉支部 電話 0 4 3 - 2 4 1 - 9 1 5 1

5 非常災害時の対策及び対応

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置について対応します。

万が一、利用者の居住区域において、訪問看護の提供ができない何らかの災害が発生した場合、連絡手段が確保できた時点で連絡を入れさせていただきます。

6 感染症対策の強化及び対応

事業者は感染症の事態に備え、必要な備品を備えるとともに常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置について対応します。市町村の感染症対策に沿った業務継続の取り組みを行います。

7 業務継続に向けた取り組み

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できるように体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施を行うこととします。

介護保険 訪問看護料金表

サービスの概要

利用者負担額は介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じて算定します

訪問担当 職種	訪問時間	利用料（介護）	利用料（医療）
看護師又は保健師	20分未満	347円	335円
	30分未満	520円	498円
	30分以上1時間未満	909円	877円
	1時間以上1時間30分未満	1,246円	1,204円
准看護師	20分未満	312円	301円
	30分未満	468円	448円
	30分以上1時間未満	818円	789円
	1時間以上1時間30分未満	1,121円	1,083円
理学療法士 又は作業療法士	20分	325円	314円
	40分	650円	628円
	60分	875円	471円

・初回加算

- ・初回加算Ⅰ 387円／月退院当日、初回訪問の訪問看護を行った場合
- ・初回加算Ⅱ 332円／月退院日翌月以降に初回訪問看護を行った場合と

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して初回の訪問看護を行った日に属する月

- ・サービス提供体制強化加算 7円／回
厚生労働大臣が定める基準に適合している場合

- ・緊急時訪問看護加算 635円／月
24時間体制で看護に関する相談を希望する場合（訪問可）

- ・特別管理加算
特別な管理を必要とする利用者に対して、計画的な管理を行った場合
特別管理加算（Ⅰ） 553円／月
特別管理加算（Ⅱ） 277円／月

- ・夜間（18：00～22：00）・早朝（6：00～8：00）の場合
1回につき所定単位数の25／100に相当する単位数を所定単位数に加算
- ・深夜（22：00～6：00）の場合
1回につき所定単位数の50／100に相当する
単位数を所定単位数に加算

- ・退院時共同指導加算 6 6 3 円／回
- ・ターミナルケア加算 2, 7 6 3 円／死亡月
死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合
- ・複数名訪問看護加算
 - (I) (3 0 分未満) 2 8 1 円／回
 - (I) (3 0 分以上) 4 4 5 円／回
 - (II) (3 0 分未満) 2 2 3 円／回
 - (II) (3 0 分以上) 3 5 1 円／回
- ・介護職員等処遇改善加算
算定した単位数の 1000 分の 18 (1.8%) に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- ・その他の料金
 - 死後の処置 1 5, 0 0 0 円
 - キャンセル料 1, 0 0 0 円／回

※記載金額には端数処理等の計算条件の違いにより若干の誤差が生じる場合があります

医療保険 訪問看護料金表

サービスの概要

健康保険、国民保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合（1 割～3 割）により算定いたします。

項 目	回 数	料 金
訪問看護基本療養費	週 3 日まで 1 回につき	5, 5 5 0 円
	週 4 日以降 1 回につき	6, 5 5 0 円
精神科訪問看護基本療養費	週 3 日まで 1 回につき 30 分以上	5, 5 5 0 円
	週 3 日以降 1 回につき 30 分未満	4, 2 5 0 円
	週 4 日まで 1 回につき 30 分以上	6, 5 5 0 円
	週 4 日以降 1 回につき 30 分未満	5, 1 0 0 円
訪問看護管理療養費	月の初日	7, 7 1 0 円
	月の 2 日目以降 1 日につき	3, 0 1 0 円

- ・2 4 時間対応体制加算（月 1 回） 6, 5 2 0 円
- ・特別管理加算（月 1 回）
 - 留置カテーテル・気管カニューレなど 5, 0 0 0 円
 - 在宅酸素・在宅中心静脈栄養・人工肛門など 2, 5 0 0 円
- ・夜間・早朝訪問看護加算（1 回につき）
 - 6 時～8 時・1 8 時～2 2 時 2, 1 0 0 円
- ・深夜訪問看護加算
 - 2 2 時～6 時 4, 2 0 0 円

・ターミナルケア加算

死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナル
ケアを行った場合 25,000円

・難病等・精神科複数回訪問加算（週4日以上訪問可能な方）

1日2回 4,500円

1日3回以上 8,000円

・緊急訪問看護加算 2,650円

・退院時共同指導加算 8,000円

・複数名訪問看護加算（1人以上の看護職員との同行） 4,500円

・長時間訪問看護加算（90分以上超えた場合 週1回） 5,200円

・情報提供療養費（月1回） 1,500円

・訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）（月1回） 1,830円

・訪問看護医療DX情報活用加算（月1回） 50円

・訪問看護物価対応料（1日につき）月の初回訪問 60円

月の2回目以降の訪問 20円

・その他の料金（保険適応外）

死後の処置 15,000円

キャンセル料

前日午後5時までに申し出があった場合 無料

前日午後5時までに申し出がなかった場合 当日の申し出、又は申し出
なく不在の場合 1,000円

交通費実費

5 km以内 250円	10 km以内 500円	10 km以上 1,000円
-------------	--------------	----------------